

防地労第41号
令和元年5月7日

東北防衛局総務部長
北関東防衛局総務部長
近畿中部防衛局総務部長
中国四国防衛局総務部長 殿
九州防衛局総務部長
南関東防衛局労務管理官
沖縄防衛局労務管理官

地方協力局労務管理課長
(公印省略)

基本労務契約第1章B節5b並びに第9章2及び3に関する取扱手
続について（通知）

基本労務契約第1章B節5b並びに第9章2及び3に関する取扱手続について、
別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、基本労務契約第1章B節5b並びに第9章2及び3に関する取扱手続に
ついて（施本業労第1号。14.4.1）は、廃止する。

添付書類：別紙

基本労務契約第1章B節5b並びに第9章2及び3に関する取扱手続について

1 基本労務契約第1章B節5b関係

(1) 犯罪記録の照合

地方防衛局長又は地方防衛事務所長（以下「地方防衛局長等」という。）は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構支部長から犯罪記録の照合に関し、別紙第1号様式による各人毎の調査票（2部）の送付を受けたときは、1部を当該都県を管轄する警視庁又は県警本部の刑事鑑識課に送付し照合を依頼するとともに、1部を地方協力局労務管理課に送付するものとする。

(2) 面接

地方防衛局長等は、第1章B節5bの「A側が特に要求する場合」の面接については、直ちに地方協力局労務管理課と調整するものとする。

(3) 報告書の送付

地方防衛局長等は照合の結果をA側に送付するに際しては別紙第2号様式の報告書を作成し、(1)の調査票その他参考となる事項を添えて遅滞なくA側に送付するものとする。

2 基本労務契約第9章2及び3関係

地方防衛局長等は、第9章2に規定する情報を入手したとき、又はA側から従業員について第9章3aによる調査の要請があったときには、直ちに地方協力局労務管理課と調整するものとする。

3 機密保持

(1) 地方防衛局長等は、本件に関する機密保持のため、担当職員の選任及び監督には特に留意し、関係職員の範囲を最小限に留めておくこととし、当該職員の官職及び氏名を地方協力局労務管理課に通知するものとする。

(2) 地方防衛局長等は、本件に関する文書を関係米側機関に対し提出し、又は連絡を行

うときは、施設及び区域における契約担当官代理者又は契約担当官代理者の指名した担当官に対して行うものとする。

4 調査対象従業員

試用期間従業員、特殊期間従業員、高齢従業員又は時給制臨時従業員として雇用されたとき、限定期間従業員又は季節従業員から常用従業員の身分に変更されたとき及び常用従業員として再雇用されたときは、採用時等の調査による措置をとるものとする。ただし、基本労務契約、船員契約及び諸機関労務協約に係る駐留軍等労働者（日雇従業員、限定期間従業員及び季節従業員を除く。）が、その雇用の終了後6か月以内に高齢従業員又は時給制臨時従業員として再雇用された場合は、当該措置をとらないものとする。

別紙第 1 号様式

調 査 票

照 会 者			照 会	年 月 日		
◎ 区 分	M L C ・ M C ・ I H A ・ H P T					
	陸 軍 ・ 空 軍 ・ 海 軍 ・ 海兵隊 ・ その他 ()					
フリガナ 氏 名			生年月日	昭 令 平 年 月 日	◎ 性別	男・女
* 回 答	年 月 日		◎ 採 用 採用予定 (試用期間の終期)	年 月 日		
◎ 照会時の 職種、職場 採用予定の		職種－ NO. 職場－			◎ 常 用 従 業 員 試用期間従業員	
生 地	都 道 府 県		本 籍 地	都 道 府 県		
現 住 所						
記 録			備 考			

注： 1 *印欄は、依頼者側では記載しないこと。
2 ◎印欄は、該当文字を○で囲むこと。
3 調査対象者が他国人の場合には、氏名をアルファベット（漢字が母国語の者は漢字により）で記入し、
ふりがなをカタカナで記入すること。

令和 年 月 日

報 告 書

宛：契約担当官代理者 殿
発：〇〇防衛局労務対策官
 〇〇防衛事務所長

下記の者について、基本労務契約第 1 章 B 節 5 b に定める手続を実施した結果を別添のとおり送付します。

別添資料検討の上、使用の可否について貴官の最終決定を至急ご通報下さい。

記

職場名	職 種	氏 名
-----	--------	----------

署 名
地方防衛局労務対策官名
地方防衛事務所長名

別添： 1 調査票
 2 その他参考となる資料